令和　　　年　　月　　日

桜井市長　松井 正剛　様

　　　　　　　　　　　　　　　（申請者）住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

桜井市さくらねこ無料不妊手術チケット交付申請書

所有者のいない猫による住民への生活環境に係る被害を軽減・改善することを目的として公益財団法人どうぶつ基金が実施するさくらねこ無料不妊手術事業に基づく「さくらねこＴＮＲチケット行政枠（　　年　月分）」の交付を受けたいので、交付承諾事項を遵守することを誓約し、下記のとおり申請します。

記

1. **捕獲場所：桜井市**
2. **申請枚数：**　　　　　　　　枚　（申請枚数の上限は３枚）

予定手術内訳　オス　　　頭　メス　　　頭

□チケット追加交付を希望する。（後日チケットに残余が発生した場合）

　　　　　　　　枚

1. **注意事項**

・公益財団法人どうぶつ基金が発行するさくらねこ無料不妊手術チケットには枚数に限りがあるため、申請枚数の交付ができない場合があります。

・協力病院にて、別途諸費用が発生する場合があります。

・チケットの使用後は、別紙「桜井市さくらねこ無料不妊手術チケット利用報告書」に写真２枚（活動風景または活動現場の写真、手術対象の猫の写真）を添えて提出してください。

・チケットを使わなかった場合は、市民協働課窓口へ返却ください。

**「さくらねこＴＮＲチケット 行政枠」を申請するにあたり、上記注意事項、別紙交付承諾事項を確認し、遵守いたします。**

**令和　　年　　月　　日**

**署名**

**さくらねこ無料不妊手術チケット交付承諾事項**

1. チケットに記載されている内容及び裏面の「承諾事項」「利用規約」「使用上の注意」等を確認し、遵守すること。
2. チケットは、申請者が使用し、他者に譲渡しないこと。
3. 対象となるのは桜井市内の猫のみであり、また以下の猫については対象とならない。

（１）里親に出す前提の飼い主のいない猫

（２）飼い猫にする予定の飼い主のいない猫

（３）飼い主のいる猫

1. 申請書に記載した猫と手術する猫に相違がないこと。
2. チケットの利用にあたり問題が生じた場合は、責任をもって対応すること。
3. 捕獲について、申請者が管理する土地以外で行う場合は、必ず捕獲場所の土地所有者・管理者に事前説明し、同意を得ること。
4. 猫の体重、体調、妊娠等の状況により施術できない場合があること、また、施術に対して不慮の事故等が発生すること、医師に責めを問わないこと。
5. 耳先にＶ字カットが入った猫は、不妊手術済であることを必要に応じて近隣住民に説明し、その猫が、この場所で一生を全うするまで見届けてもらえるよう理解普及に努めること。
6. 捕獲が終了した場合は、下記の写真を添付の上、速やかに報告書を提出すること。

（１）活動風景または活動現場の写真手術対象の猫の写真

（２）手術対象の猫の写真

1. 交付を受けたチケットの利用が困難になった場合は、速やかに利用しないチケットを返却すること。
2. チケットを申請枚数を交付できない場合であっても異議を申し立てないこと。
3. 以上のことが守られなかった場合、または、周辺住民等から苦情があった場合等には、以後、チケットの交付が停止されても異議を申し立てないこと。
4. 地域猫活動（※）は、地域住民の理解を得た上で行うこと。また、無理なく継続的に活動が実施できるよう体制を整えるよう努めること。
5. エサやりは、時間と場所と対象の猫を決めて、必要な量だけを与え、食べ終えたらすぐに片付けること。
6. ふんの回収・清掃を行い、周辺の清潔を維持すること。
7. チケットの利用にあたり問題が生じた場合及び近隣住民から苦情があれば、責任をもって対応すること。

※　地域猫とは、地域の理解と協力を得て、地域住民の認知と合意が得られている特定の飼い主のいない猫のことです。その活動は地域住民と猫との共生を目指し、不妊去勢手術を実施したり、新しい飼い主を探すなど、将来的に飼い主のいない猫をなくしていくことを目的としています。そのため活動においては給餌やふん尿の管理などの飼育を適切に行い、野良猫によるトラブルをなくすための活動であることを理解することが必要です。